



国土交通省 中部地方整備局

多治見砂防国道事務所

解禁指定なし

令和5年3月30日

一般国道19号^{みずなみ えな どうろ}瑞浪恵那道路建設予定地の 土壌調査結果を岐阜県に報告しました

記者発表資料

1. 概要

一般国道19号瑞浪恵那道路建設予定地の工事現場において、土壌調査を実施したところ、基準を上回る有害物質が検出されたことから、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、岐阜県へ調査結果を報告致しました。

基準を上回る有害物質が確認された箇所にあたっては、岐阜県東濃県事務所等関係機関と調整を図り、必要な措置を講じて参ります。

2. 資料

別紙のとおり（添付3枚）

配布先

多治見市政記者クラブ、恵那記者会

問い合わせ先

国土交通省 多治見砂防国道事務所

副所長 ^{ふなはし くにあき} 舟橋 邦顕

TEL 0572-25-8020

工務第二課長 ^{あかさか まさと} 赤坂 正人

TEL 0572-25-8025

〔開庁時間 8:30～17:15〕

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

Tajimi Office of Sabo and National Highway

1. 調査結果概要

岐阜県瑞浪市土岐町地内（調査箇所①）の一般国道19号瑞浪恵那道路建設予定地において、瑞浪1号橋P2橋脚の施工に伴って掘削した発生土の土壌試験（環境告示18号溶出量試験）を実施したところ、ふっ素が溶出量基準※を超過していることを確認致しました。

なお、その他の項目（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、砒素、ほう素、銅、亜鉛）についても調査を実施していますが、基準超過はありません。

調査時期	調査位置	調査試料数	基準値超過試料数	有害物質	調査結果 (mg/L)	溶出量基準※ (mg/L)
R5.1	①	1	1	ふっ素	0.97	0.8以下

※土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項における別表第四

2. 調査位置

別紙に示すとおりです。

平面図 S=1/500

